

仕 様 書

1 目的

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「本院」という。）病院管理部医事課において、医師事務作業補助業務を行う。

2 業務の場所

本院 医事課

住所 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1

電話番号 052-991-8121

3 業務の内容

- （1）診断書等作成業務、外来診療業務
- （2）雑務（コピー、書類配付など）

4 業務実施期間並びに勤務日及び勤務時間

（1）実施期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（勤務日 119 日）

（2）勤務日及び勤務時間

- ① 勤務日：土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除いた日とする。
- ② 勤務時間：8：45～17：00（実働時間：7 時間 30 分）
休憩時間：45 分
ただし、勤務日、勤務時間は原則であり、都合により変更することがある。

（3）人員及び条件

1 名

※病院又は診療所（歯科を除く。）での医師事務作業補助業務の経験のある方（3 か月以上）で、パソコン（ワード・エクセル等）を操作して一般事務業務のできる方

5 時間外労働及び休日労働

時間外労働：原則として無

休日労働：無

6 組織単位

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 病院管理部医事課

7 派遣先責任者及び指揮命令者

派遣先責任者

役職 医事課長 氏名 花井 孝茂 電話番号 052-991-8121

派遣先苦情申出先

役職 医事課長 氏名 花井 孝茂 電話番号 052-991-8121

指揮命令者

役職 医事課長 氏名 花井 孝茂 電話番号 052-991-8121

8 派遣労働者の選定

- (1) 契約企業は、当該業務に適する派遣労働者を選任するものとし、必要な研修を行う（研修費用は契約企業の負担とする。）ものとする。
- (2) 本院は、契約企業と協議の上、派遣労働者の交代を申し出ることができる。
- (3) 派遣労働者が休暇等で勤務できない場合、契約企業は代替労働者の派遣を行うこととする。ただし、本院が代替労働者の派遣を必要でないとした場合はこの限りでない。
- (4) 派遣労働者は原則として契約期間内は同一人とし、その者に事故等があり、契約企業が新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合、契約企業は本院が必要と認める期間、新しい派遣労働者への業務の引継ぎを現任の派遣労働者に行わせるものとする。この業務引継ぎに係る費用は、交代事由等を踏まえ甲乙協議の上決定するものとする。

9 派遣労働者の服務

契約企業は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に遵守させなければならない。

- (1) 業務を適正に執行すること。
- (2) 派遣労働者は職務上の地位を利用して、個人的利益を図る行為をしないこと。
- (3) 休暇を取る場合は、前日までに（緊急の場合は、状況判断後速やかに）申し出ること。
- (4) 派遣労働者は別紙「労働者派遣に当たっての情報取扱注意事項」を遵守すること。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 自動車での通勤は原則認めない。
- (6) 本院敷地内及び周辺道路において喫煙してはならない。

10 福祉増進のための便宜供与

福利厚生施設の利用等：ロッカーの使用 職員休憩室の利用

- (1) 本院は、派遣労働者に対し、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持、その雇用する労働者が通常利用している福利厚生施設等（更衣室等を含む。）の利用に関する便宜を図るよう努める。
- (2) 本院は、契約企業の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実情を把握するために必要な情報を契約企業に提供する等の協力をするよう努める。

11 派遣労働者の所定の勤務時間を超える勤務（以下「超過勤務」という。）について

- (1) 超過勤務の1時間当たり単価(以下「超過勤務単価」という。)は、契約単価に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の150)の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1箇月分を合計した時間数に超過勤務単価を乗じるものとする。
- (2) 1箇月の超過勤務が60時間を超える場合、60時間を差し引いた時間の超過勤務単価は、前項にかかわらず契約単価に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175)の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1箇月分を合計した時間数に超過勤務単価を乗じるものとする。なお、60時間の超過勤務時間の算定には、日曜日は含まないものとする。
- (3) 毎年4月の第一日曜日を起算とした4週4日を法定休日(不足した分は4週目の最終日から起算して法定休日と取り扱う)とし、法定休日に勤務した法定休日勤務単価は、契約単価に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の160)の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

12 派遣労働者の交通費について

- (1) 派遣労働者の交通費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 契約期間中に派遣労働者の経路変更等があった場合においても、本院はその交通費を一切負担しないものとする。

13 中途解除に係る雇用の安定を図るために必要な措置

- (1) 本院は、原則として自己の都合により本契約を解除又は短縮しないように努めなければならない。ただし、本院は、やむを得ない事情により本契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって契約企業に対して申出を行うものとし、その場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めなければならない。
- (2) 本院は、前項に定める派遣労働者の新たな就業機会の確保ができない場合には、あらかじめ契約の解除を行おうとする日から相当の猶予期間をもって契約企業にその旨を予告し、契約企業の同意を得なければならない。また、本院は、少なくとも当該派遣契約の解除に伴い契約企業に生じた損害の賠償を行うものとする。契約企業は、契約企業が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、契約企業がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、本院による解除の申出が相当の猶予期間をもって行われなかったことにより契約企業が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害賠償を請求できるものとする。その他本院は契約企業と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、契約企業及び本院の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、契約企業及び本院のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
- (3) 本院の責めに帰すべき事由に基づく場合には、前項にかかわらず、本院は本契約が解除された日の翌日以降の残余契約期間の派遣料金に相当する額以上の額について賠償しなければならない。

- (4) 本院は、この本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行う場合であって、契約企業から請求があったときは、本契約の解除を行った理由を契約企業に対し明らかにする。

14 その他

- (1) 派遣労働者は毎日勤務終了後、所定様式により監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 契約企業が本仕様書に違反した場合又は本仕様書に関わらず契約企業の責めに帰すべき事由により、本院に対し社会的信用を失墜させる等重大な被害を与え、若しくは与えることが明らかとなった場合は、本院の申出に対し契約企業は直ちに契約解除に応じるものとする。なお、これらの場合に生じる費用は契約企業の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、本院と契約企業が協議して定めるものとする。